

揭示文兼入札説明書【電子入札対象案件】

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の「中野三丁目地区令和7年度基盤整備工事他1件（枠組み協定型一括入札）」（以下「本工事」という。）に係る入札等については、この揭示文兼入札説明書によるものとする。

1 揭示日 令和7年9月18日（木）

2 発注者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 西野 健介
〒163-1315 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

3 工事概要

- (1) 工事名 中野三丁目地区令和7年度基盤整備工事他1件（枠組み協定型一括入札）
- (2) 工事場所 東京都中野区中野三丁目
- (3) 工事内容
 - ①当初工事 中野三丁目地区令和7年度基盤整備工事
（工事内容）道路整備工 約100m （路面排水工、安全施設工、道路附属施設工 等）、
排水工 一式
 - ②契約予定工事 中野三丁目地区令和8年度基盤整備工事
（工事内容）道路整備工 約60m （路面排水工、安全施設工、道路附属施設工 等）、
舗装工 約3,400㎡
- (4) 工期
 - ①当初工事 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
 - ②契約予定工事 令和8年4月から令和8年11月30日まで

※1 工期（実工事期間）には準備工事を含む。

4 入札及び工事の実施形態

- (1) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て書面による入札方式に代えることができる。書面による入札の承諾申請に関しては、東日本都市再生本部総務部経理課に承諾願を提出して行うものとする。この場合において、承諾願の様式及び添付書類並びに書面による入札承諾の基準については、電子入札運用基準（電子入札ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html> にて公開）による。
- (2) 本工事は、上記3（3）の当初工事並びに契約予定工事の落札者を一括競争入札により決定し、各工事の契約に関する事項等を定めた「中野三丁目地区令和7年度基盤整備工事他1件の枠組み協定型一括入札方式に関する協定書」を締結した後に、協定書に基づき工事請負契約を締結する枠組み協定型一括入札方式による工事である。
- (3) 本工事は、申請書及び競争参加資格の確認並びに「施工実績」及び「簡易な施工計画」に関する資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式、タイプB）の工事である。
- (4) 本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

- (5) 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する試行工事である。
- (6) 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
- (7) 本工事は、発注者と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の工事である。実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。
- (8) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行対象である。実施方法等の詳細については現場説明書の記載によるものとする。
- (9) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書 第一号（専任特例1号）及び第26条の五（営業所技術者等）の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない工事である。
本工事は6(11)に掲げる専任特例2号の配置に関する兼務要件を満たす場合においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号）の配置を認める工事である。
- (10) 本工事は補助事業対象工事であるため、契約予定工事については工事に対する国の補助金等の交付決定がなされることを条件とし、工事の契約締結を行うものとする。国の補助金等の交付決定がなされない等により、落札者と当機構間で本工事の契約を締結できない場合には、当機構はこれによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

5 設計図書及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法

- (1) 設計図書及び現場説明書等の交付を希望する場合は、下記資料（別添）を、FAXにて以下の期間に送信し申し込むこと。
- ① 設計図書・現場説明書交付申込書
② 「秘密保持に関する確約書」（写し）
- ※「秘密保持に関する確約書」の押印入り原本と印鑑証明書もしくは届出書類の写し（年間委任状等）は、令和7年10月6日（月）までに、下記10(1)に提出すること。
- (2) 東日本都市再生本部総務部経理課にてFAX受領後、交付申込書を当本部コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で設計図書・現場説明書等販売契約が成立するものとする。
- (3) コピーセンターは、FAX受領後（FAX受領が午後以降の場合は、翌営業日扱い）、3営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、設計図書・現場説明書等が申込者に到着するように発送する。3営業日を過ぎても設計図書・現場説明書等が到着しない場合は、東日本都市再生本部総務部経理課に電話にて確認すること。
- (4) その他申込等については以下によること。

交付期間	令和7年9月19日(金)から令和7年10月10日(金) ただし、FAX送付期限は令和7年10月6日（月）午後4時まで ※土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで （ただし、正午から午後1時の間を除く。）
申込み先	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 コピーセンター受託業者株式会社ブルーホップ FAX：03 - 5323 - 0638 （この番号は、東日本都市再生本部総務部経理課のFAX番号）

問い合わせ先	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部経理課 電話：03 - 5323 - 0718
--------	---

6 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区における令和 7・8 年度の一般競争参加資格において、「土木工事 B 等級」、「土木工事 C 等級」のいずれかの認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別途再審査により「土木工事 B 等級」、「土木工事 C 等級」のいずれかの再認定を受けていること。）また、一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出できるが、開札の時までに上記の認定を受けていることとする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→その他（入札説明書等別紙）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
- (5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (6) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 当機構東日本都市再生本部（所管事務所を含む。以下「当本部」という。）発注の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日前 1 年以内の期間において 60 点未満のものがないこと。
- (9) 平成 27 年 4 月 1 日から本工事揭示日までの期間に、元請として施工を完了したもののうち、市街地（D I D 地区（※ 1））の供用開始済みの道路における次のいずれかを満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。（下記（10）②において同じ）。
 - ① 道路工（施工延長 30m 以上のもの）（※ 2）
 - ② 舗装工（施工面積 $W=4\text{m}$ 以上 $\times L=30\text{m}$ 以上のもの）（※ 2）

※ 1 総務省統計局が実施した令和 2 年度国勢調査の結果に基づく人口集中地区を対象とする。
 ※ 2 工事工種体系ツリー図のレベル 1（道路工、舗装工）を指す。
 なお、施工実績として認定する発注者については、公共機関（国、地方公共団体、独立行政法人等）及び民間のいずれも可とする（下記（10）②において同じ）。
- (10) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に配置できること。ただし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。ただし、下記（11）の配置を行う場合においてはこの限りではない。
 - ① 1 級土木施工管理技士の資格を有するもの又はこれと同等以上の能力を有するものとして国土交通

大臣が認定した者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

イ 1級建設機械施工技士の資格を有する者

ロ 技術士（建設部門、総合評価監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。))の資格を有する者

ハ これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

- ② 平成27年4月1日から本工事の掲示日までの期間に元請として施工を完了した土木工事のうち、元請会社の担当技術者以上の技術者として、市街地（D I D地区（※1））の供用開始済み道路における次のいずれかを満たす工事の従事経験を有すること

イ 道路工（※2）

ロ 舗装工（※2）

※1 総務省統計局が実施した令和2年度国勢調査の結果に基づく人口集中地区を対象とする。

※2 工事工種体系ツリー図のレベル1（道路工、舗装工）を指す。

- ③ 監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 申請者と直接的かつ恒常的雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ⑤ 実際の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等きわめて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記①から④の条件を満たす技術者を配置すること。
- ⑥ 配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、その場合は3名を限度とする。

- (11) 専任特例2号の配置を行う場合においては、以下の兼務要件をすべて満たすこと。

《兼務要件》※監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象外

- ① 監理技術者補佐の要件（建設業法施行令第28条に規定の、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者、又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者）を満たす技術者を本工事に専任で配置すること。
- ② 兼務する工事は、2を超えないこと。
- ③ 専任特例2号が兼務する他の工事と本工事の距離が直線距離で10 km程度であること。
- ④ 専任特例2号及び監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。
- ⑤ 専任特例2号と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制を確立すること。
- ⑥ 専任特例2号は監理技術者補佐の補助を受け、監理技術者が行うべき職務（安全管理、品質管理、工程管理、施工における主要な会議への参加、現場巡回、主要な工程立ち合い等）を適切に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導すること。
- ⑦ 兼務する工事の発注者が、専任特例2号の配置を認めている工事であること。
- (12) 令和5年4月1日から申請書及び資料の提出期限までの間に当機構が東日本地区で発注した工事種別「土木工事B等級」、「土木工事C等級」のいずれか（同期間内に「枠組み協定一括発注」又は「追加工事協定一括発注」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木工事B等級」、「土木工事C等級」を対象とする。以下本項において同じ。）において調査基準価格（※1）を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点（※2）未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）においては、次の条件を満たしていること。
- ① 当機構が発注した工事種別「土木工事B等級」、「土木工事C等級」のいずれかで調査基準価格を下回った価格をもって入札し低入札価格調査中の者でないこと。

- ② 当機構が発注した工事種別「土木工事B等級」、「土木工事C等級」のいずれかで調査基準価格を下回った価格をもって契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- ※1 調査基準価格とは、入札書比較価格(予定価格に100/110を乗じて得た額)の7.5/10から9.2/10の範囲内で、予定価格の算定金額における直接工事費に97%、共通仮設費に90%、現場管理費に90%、一般管理費に68%をそれぞれ乗じて得た額を合計したものをいう。
- ※2 評価された工事の工期末が令和6年10月1日以降の工事については、70点未満とする。
- (13) 調査基準価格を下回った価格により落札した場合は、次のとおりとすること。
- ① 上記(10)①③④に示す資格要件を有する主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を1名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告すること。
- ② 低入札価格調査となった場合、重点監督の試行を実施するものであること。
- 「重点監督の実施」とは次のとおり。
- イ 監督員による検査行為頻度の割増し
- ロ 中間検査(部分払いや引渡しを伴わない出来高確認)の実施
- ハ 機構が策定する重点監督方針に沿った工事計画書の義務付け及び同計画書確認後の工事着手承認等(その遅れによる工期延伸等は認められない。)をいう。
- (14) 総合評価に係る施工計画等が安全性、確実性、経済性などの観点から適切であり、不備なく記載されていること。施工計画が、未提出又は白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。また、施工計画の内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。
- (15) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
- イ 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ロ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ハ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (16) 上記に定めるものの他、揭示文兼入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。

7 設計業務等の受注者等

- (1) 上記6(7)の「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。
- ・宏栄コンサルタント株式会社(東京都豊島区)
- (2) 上記6(7)の「当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。
- ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

8 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

入札参加者は「価格」、「施工実績」及び「簡易な施工計画」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、下記(2)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が2名以上ある時は、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 得点配分

評価値は、価格評価点、技術評価点及び施工体制評価点を合算した数値とし、下記の数式により算定する。技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値とする（ただし、技術評価点の評価項目のうち「①企業及び配置予定技術者の施工実績」については、最高点が15点となるように比例配分により評価点を算出する）。なお、技術評価点の最高点数は40点、施工体制評価点の最高点数は30点とする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 + 施工体制評価点

価格評価点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

技術評価点 = 施工実績の評価点 + 施工計画の評価点

(3) 技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

- ① 企業及び配置予定技術者の施工実績
- ② 簡易な施工計画（提出資料の評価）

簡易な施工計画に係る取扱いの詳細については下記（6）に記載する。

(4) 施工体制評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

- ① 品質確保の確実性
- ② 施工体制確保の確実性

(5) 技術評価点の審査及び評価に関する基準は以下による。

- ① 企業及び配置予定技術者の施工実績（評価点最大15点：イ、ロの得点合計×15/65）

イ 企業の実績等

	評価項目	評価基準	配点	得点
企業の実績	過去10年間(平成27年4月1日から揭示日まで)における同種工事(上記6(9)①②に掲げる工事)の施工経験の有無	①及び石畳風舗装もしくはストリートプリント舗装を含む②の実績が1件以上あり(①と②は同一工事でも可)	5.0	／ 5.0
		①及び②の実績が1件以上あり(①と②は同一工事でも可)	2.0	
		①、②いずれかの実績のみ	0.0	
	過去3年間(令和4年4月1日から揭示日まで)の当機構「土木」工事における工事成績評定の平均点※1※2※3	81点以上	5.0	／ 5.0
		79点以上81点未満	3.0	
		77点以上79点未満	2.0	
		75点以上77点未満	1.0	
		75点未満(実績なしを含む)	0.0	
	過去3年間(令和4年4月1日から揭示日まで)に当機構「土木」工事または国土交通省各地方整備局等発注の「土木」工事における優良工事表彰の有無※4	当機構の表彰実績あり	5.0	／ 5.0
		国土交通省各地方整備局の局長表彰あり	3.0	
		都道府県又は政令指定都市の表彰あり	3.0	
		表彰の実績なし	0.0	
		以下の項目について2つ以上該当		

	評価項目	評価基準		配点	得点	
社会・地域貢献度等	ISO 認証取得状況及び企業の地球環境配慮への取り組み ※5※6	・ISO9001 又は ISO14001 認証取得済み ・環境報告書の公表 ・社会貢献活動に係る取り組みの公表 (SDGs の取り組みの公表を含む)		5.0	／ 5.0	
		以下の項目について1つ該当 ・環境報告書の公表 ・社会貢献活動に係る取り組みの公表 (SDGs の取り組みの公表含む)		2.5		
		上記以外		0.0		
	過去2年間（令和5年4月1日から揭示日まで）の当機構における「街づくり等事業貢献業者への表彰」の有無	表彰が複数件あり		5.0	／ 5.0	
		表彰あり		2.0		
		表彰なし		0.0		
		ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定の有無	①女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等※7	プラチナえるぼし	5.0	／ 5.0
				えるぼし3段階目	4.0	
				えるぼし2段階目	3.0	
				えるぼし1段階目	2.0	
				行動計画	1.0	
			②次世代育成支援対策推進法に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等※8	プラチナくるみん	5.0	
				くるみん（令和7年4月1日以降の基準）	4.0	
				くるみん（平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準）	3.0	
				トライくるみん（令和4年4月1日以降の基準）	3.0	
				くるみん（平成29年3月31日までの基準）	2.0	
				行動計画	1.0	
			③若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※9	あり	4.0	
			上記認定のいずれの認定も受けていない		0.0	
		当機構との災害応急復旧工事等に関する協定の有無	緊急対応協定あり		5.0	／ 5.0
緊急対応協定なし			0.0			
イ 得点小計				／35.0		

※1 工事成績評定の実績件数が、6件以上ある場合については、通知日で直近5件の工事の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近5件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。

また、工事件数が5件に満たない場合は、当該件数の平均点とする。

※2 枠組協定型一括入札方式による工事は、それぞれの工事を1件の工事として取り扱う。

※3 工期末が令和6年9月30日以前の工事成績評定点は、通知された点数に5点を加えた点数をもとに平均点を算出すること。

※4 表彰で複数の実績を挙げた場合は、そのうち最高評価となる実績をもって得点を与える。

※5 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に

関する法律（平成 16 年法律第 77 号）第 2 条 4 項に定める文書又は電磁的記録のことをいう。

※6 「社会貢献活動に係る取組みの公表（SDGs の取組み公表含む）」は、SDGs（持続可能な開発目標）の 17 の目標のうち、特に地球環境配慮に資するものとして、以下 6 つの目標に係る取組みの公表を評価の対象とする。

- ・ 目標 6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
- ・ 目標 7：すべての人々の、安価かつ信頼できる自足可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
- ・ 目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する。
- ・ 目標 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- ・ 目標 14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- ・ 目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

※7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条に定める基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第 12 条又は同法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。）をいう。

※8 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 条）第 13 条又は第 15 条の 2 に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※9 若者の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

ロ 配置予定技術者の実績等※1

評価項目	評価基準	配点	得点
過去 10 年間(平成 27 年 4 月 1 日から揭示日まで)における同種工事（上記 6 (10) ②イ・ロに掲げる工事）の施工経験の有無	イ及び石畳風舗装もしくはストリートプリント舗装を含むロで主任(監理)技術者、現場代理人又は担当技術者としての経験が 1 件以上あり（イとロは同一工事でも可）	5.0	／5.0
	イ及びロで主任(監理)技術者、現場代理人又は担当技術者としての経験が 1 件あり（イとロは同一工事でも可）	2.0	
	イ、ロいずれかで主任(監理)技術者、現場代理人又は担当技術者としての経験が 1 件のみ	0.0	
過去 3 年間(令和 4 年 4 月 1 日から揭示日まで)の当機構「土木」工事における工事成績評定のうち、配置予定技術者が従事したものの平均点※2※3※4	81 点以上	10.0	／10.0
	79 点以上 81 点未満	7.0	
	77 点以上 79 点未満	4.0	
	75 点以上 77 点未満	2.0	
	75 点未満（実績なしを含む）	0.0	
過去 3 年間(令和 4 年 4 月 1 日から揭示日まで)に優良工事表彰を受けた当機構「土木」工事、または国土交通省各地方整備局等発注の「土木」工事への従	主任（監理）技術者または現場代理人として、当機構の発注した「土木」工事において、表彰工事に従事した実績あり	10.0	／10.0
	配置技術者として、当機構の発注した「土木」工事において、表彰工事に従事した実績あり	5.0	

事の有無※5	主任（監理）技術者または現場代理人として、国土交通省各地方整備局の発注した「一般土木工事」において、表彰工事に従事した実績あり	5.0	
	主任（監理）技術者または現場代理人として都道府県・政令指定都市の発注した「土木」工事において、表彰工事に従事した実績あり	3.0	
	優良工事表彰の従事実績なし	0.0	
継続教育（CPD）の取組状況※6	各団体推奨単位数以上を取得	5.0	／5.0
	各団体推奨単位数の70%以上を取得	2.5	
	各団体推奨単位数の70%未満の取得	0.0	
	ロ 得点小計	／30.0	
	イ、ロ得点合計	／65.0	
	①評価点（得点合計×15/65）	／15.0	

- ※1 施工経験、工事成績評定、優良表彰工事における配置技術者の従事した実績は、当該工事における過半以上の従事期間であること。
- ※2 工事成績評定の実績件数が、6件以上ある場合については、通知日で直近5件の工事の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近5件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。また、工事件数が5件に満たない場合は、当該件数の平均点とする。
- ※3 枠組協定型一括入札方式による工事は、それぞれの工事を1件の工事として取り扱う。
- ※4 工期末が令和6年9月30日以前の工事成績評定点は、通知された点数に5点を加えた点数をもとに平均点を算出すること。
- ※5 表彰で複数の実績を挙げた場合は、そのうち最高評価となる実績をもって得点を与える。
- ※6 継続教育（CPD）の取組状況とは、（公社）日本技術士会（推奨単位：50単位/年）、（公社）土木学会（推奨単位：50単位/年）、（一社）全国土木施工管理士連合会（推奨単位：20単位/年）、（公社）地盤工学会（推奨単位：50単位/年）による令和6年度の継続教育における取得単位数をいう。
- ※7 配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載した場合は、配置予定の技術者ごとに配置予定技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を予定技術者に係る得点とする。

② 簡易な施工計画（評価点の最大25点）

評価項目	評価基準	配点	得点
項目 周辺住民等の良好な生活環境確保のための技術的工夫 ・周辺環境対策（工事騒音、振動、粉塵、道路汚損）についての提案	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、当該工事条件を踏まえた適切な施工計画となっており、かつ、多くの優れた工夫がなされた施工計画となっている	15.0	／15.0
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、当該工事条件を踏まえた適切な施工計画となっており、かつ、優れた工夫がなされた施工計画となっている	9.0	
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、当該工事条件を踏まえた適切な施工計画となっており、かつ、工夫がなされた施工計画となっている	4.5	

	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、当該工事条件を踏まえた適切な施工計画となっている	0.0	
	②評価点（上記得点×25/15）	／25.0	
	技術評価点（①②評価点の合計）	／40.0	

(6) 簡易な施工計画に係る取扱いの詳細について

① 不適切と判断する提案

イ 未提出及び白紙提出

ロ 施工計画の内容に著しい不備等があり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合

② 評価しない提案

イ 特記仕様書と同程度の提案及び一般的な提案

ロ 現場条件に適合しない提案及び明らかに実施効果が小さいと思慮する提案

ハ 不確定要素を前提とした実現性の低い提案

ニ 設計図書の変更が伴うもの（変更内容が軽微であり、かつ効果が期待され、「設計図書で示す協議事項でない」、「工事目的物の変更が伴わない」の条件を満たすものは除く）。

ホ 「施工（実施）方法」、「確認方法」について具体的内容が確認できないもの。

ヘ その他、契約後に協議等により確認を必要とするもの。

③ 評価できる提案

上記①②に該当しない提案は評価の対象とし、履行義務を負うものとする。なお、過度なコスト負担を要する提案は、優れた提案であっても過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としないが、履行義務は負うものとする。

④ 施工計画の作成方法については、下記11（6）を確認すること。

(7) 施工体制評価点（評価点の最大30点）の審査及び評価に関する基準は以下による。

① 施工体制に関する審査は、下表の評価項目について行うものとし、開札後において、入札に際して提出された工事費内訳書（下記20参照）のほか、下記②に該当する場合においては、施工体制確認のためのヒアリング及び追加資料等により、「品質確保の確実性」と「施工体制確保の確実性」を評価するものとし、配点の基準は以下による。

② 入札参加者のうち、入札価格が調査基準価格未満の者があった場合には、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を確認するため、下記23(2)によりヒアリング及び追加調査資料の提出を求め、上記①の資料と併せて審査を行い、施工体制評価点を決定する。詳細は対象者に別途連絡する。

③ 上記②により追加調査資料の提出を求めた場合であって、期限までに資料の提出がない場合には、当該参加者について施工体制評価点を0点かつ技術評価点を10点減点する。なお、技術評価点が10点未満のものは、技術評価点を0点とする。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、揭示文兼入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15.0	／15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、揭示文兼入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5.0	

評価項目	評価基準	配点	得点
	その他	0.0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、揭示文兼入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15.0	／15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、揭示文兼入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5.0	
	その他	0.0	
	施工体制評価点（上記得点の合計）	／30.0	

(8) 評価内容の担保

- ① 落札者の提示した施工計画、施工体制等については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、受注者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。
- ② 施工計画、施工体制等の不履行が工事目的物の契約不適合に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- ③ 受注者の責により入札時の施工計画、施工体制等の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大15点減ずることとし、未実施項目毎に点数を減ずるものとする。

9 枠組み協定型一括入札方式に関する事項

- (1) 入札参加者は、上記3(3)に示す各工事（以下「個別工事」という。）ごとに見積った金額の合計額をもって入札するものとする。ただし、下記20により提出を求める工事費内訳書については、契約予定工事ごとに作成すること。
- (2) 本工事の総合評価においては、上記3(3)に示す全ての工事（以下「全体工事」という。）を一括して評価を行う。よって、提出する施工計画は、個別工事ごとではなく全体工事を一括して作成するものとする。
 なお、低入札価格調査も同様に「全体工事」の調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して「全体工事」を対象に低入札価格調査を行うものとする。
- (3) 契約予定工事の請負契約は、締結する「中野三丁目地区令和7年度基盤整備工事他1件の枠組み協定型一括入札方式に関する協定書」に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことはできない。なお、契約の締結にあたっては、本部長が履行期間及び支払条件について通知するものとし、落札者は通知に記載の履行期間の前日までに当該工事に関する契約書を提出しなければならない。
- (4) 個別工事の契約金額（税抜き）は、「予定価格における個別工事の構成比（内訳額／予定価格）」を落札者の入札額に乗じた額（千円未満切り捨て）をもって機構が定めるものとする。
 ※「予定価格における個別工事の構成比」は上記3(3)に示す契約予定工事の変更契約等においても準用される。
- (5) 落札率は全体工事を対象に算出し、全体工事の落札率を個別工事にも適用する。上記3(3)に示す契約予定工事の変更契約等においても適用される。

落札率 = 落札者の入札額 / 予定価格

- (6) 上記 3 (3) に示す契約予定工事の契約締結時期や工期の変更を行う可能性がある。
- (7) 個別工事の条件変更及び協定解除に係る取扱いは上記 (3) 「中野三丁目地区令和 7 年度基盤整備工事 他 1 件の枠組み協定型一括入札方式に関する協定書」による。

10 担当本部等

(1) 申請書及び資料、工事計画地の現地確認に関する事項

〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号 (新宿アイランドタワー13 階)

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

技術監理部 企画第 1 課 電話 03-5323-0925

(2) 入札手続きに関する事項、令和 7・8 年度一般競争参加資格に関する事項

〒163-1315 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号 (新宿アイランドタワー15 階)

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部 経理課 電話 03-5323-0718

11 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 6 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記 6 (2) の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記 6 (1) 及び(3) から (16) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時までに、上記 6 (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

(一般競争参加資格の申請)

提出方法	当機構ホームページ https://www.ur-net.go.jp/order/info.html を参照のこと。電子メール方式で申請を行うとともに、申請後速やかに上記10 (2) に申請を行った旨の連絡をすること。
提出期間	令和 7 年 9 月 19 日 (金) から令和 7 年 10 月 6 日 (月) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時 (ただし、正午から午後 1 時の間は除く。) まで

(2) 申請書及び資料の提出方法及び期間

① 申請書 (様式 1) の提出方法及び期間

提出方法	提出は電子入札システムで行う。 ただし、発注者に書面による入札の承諾を得た場合については、上記 10 (1) まで持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
提出期間	令和 7 年 9 月 19 日 (金) から令和 7 年 10 月 10 日 (金) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時 (ただし、正午から午後 1 時の間は除く。) まで

② 資料 (様式 2～8 及び関連資料) の提出方法、期間及び場所

提出方法	電子入札システムにおいて申請書を提出後、資料提出の原則 3 日前までに上記 10 (1) へ提出日時を連絡し、内容を説明できる者が持参するものと
------	--

	する。郵送又は電送によるものは受け付けない。 また、様式2～様式8の各様式（Microsoft Excel 又は Microsoft Word で作成）及び添付資料（PDFにて作成）については、申請書及び資料を提出する際に、別途CD-R又はDVD-Rにて提出すること。
提出期間	上記①と同じ。
提出場所	上記10(1)と同じ。

(3) 申請書は、様式1により作成すること。

(4) 資料は、次に従い作成すること。

	様式	記載内容	添付資料
企業の実績等	同種工事の施工実績 様式2	上記6(9)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を記載する。	・ 契約書等の写し（又はCORINSの写し） ・ 施工実績の内容が確認できる図面の写し
	工事成績評定及び表彰 様式3	過去3年間の工事成績評定及び表彰の実績を記載する。	・ 工事成績評定通知書の写し ・ 表彰状の写し
社会・地域貢献等 様式4	ISO認証取得状況及び企業の地球環境配慮への取り組み	ISO9001及びISO14001認証取得状況並びに環境報告書等について記載する。	・ ISO9001及びISO14001認証登録証の写し等 ・ 企業の環境報告書の公表が確認できる資料 ・ 企業の社会貢献活動に係る取り組み（SDGsの取り組み含む。）の公表及び取り組みの概要が確認できる資料
	街づくり貢献業者表彰	過去2年間の当機構における「街づくり貢献業者表彰」の有無を記載する。	・ 表彰状等の写し
	ワーク・ライフ・バランス等	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に係る適合状況を記載する。	・ ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定書の写し
	当機構との災害応急復旧工事等に関する協定	当機構との災害協定の締結の有無を記載する。	・ 協定書の写し
配置予定技術者の実績等	同種工事の施工実績 様式5	上記6(10)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種工事の経験を記載する。	・ 契約書等の写し（又はCORINSの写し） ・ 資格証の写し ・ 施工実績の内容が確

			認できる図面の写し
	工事成績評定及び表彰 継続教育の取組状況 様式6	過去3年間の工事成績評定及び表彰の実績並びに継続教育（CPD）の取組状況を記載する。	・成績通知の写し ・表彰状の写し ・従事した役職を証明する資料 ・令和6年度の学習履歴を証明する資料
簡易な施工計画	施工計画に係る提案書 様式7	簡易な施工計画について、上記8(5)②に掲げる技術的事項に対する所見を記載する。 また様式7については、Microsoft Excel又はMicrosoft Wordで作成をすること。	
建設業許可申請書の写し			
掲示文兼入札説明書6(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を証する資料 ※「有資格者名簿」のコピー（当機構ホームページ「入札・契約情報」から出力する。）			
健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面 又は様式8 ※下記 注4)を参照			

※ 記載要領及び添付資料の詳細については、以下の注記、各様式の注記及び上記5により交付申込書を提出したものに配布する「申請書及び資料作成の手引き」を参照すること。

注1) 施工実績及び技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書の一部及び免許証、資格証等の書類を提出すること（いずれも写し）。ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録され、上記内容が確認できる場合は、当該登録内容の写しをもって契約書等及び工事概要が確認できる図面の写しの提出に代えることができる。

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく「特定元方事業者の事業開始報告(写し)」を提出すること。(※民間工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがある。)

注2) 企業の社会貢献活動に係る取組み(SDGsの取組み含む。)の公表及び取組みの概要が確認できる資料を提出する場合には、以下の内容を含むものを添付する。

- ・自社HP等を通じて対外的に公表していることが確認できること。
- ・SDGsのそれぞれの目標(上記8(5)①イ※6に掲げる目標に限る。)に対し、効果的な取り組みであることが具体的に確認できること。
- ・取り組み事例に関する履行状況(効果、導入後の状況等)が確認できること。

注3) 配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載することもできる。ただし、配置予定の技術者ごとに配置予定技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を予定技術者に係る得点とする。

また、同一の予定者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置する事ができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

専任特例2号の配置を行う場合においては、専任特例2号に関する届出書様式ー2を提出す

ること。

注4) 健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には適用除外誓約書様式8を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年11月5日（水）に電子入札システム（書面により申請した場合は、書面）にて通知する。

(6) 施工計画（技術提案）の作成の方法

① 施工計画は、1つの評価項目に対して、提案項目を設けて記載することとし、提案項目数は5項目以内とする。

記載の順から1から5までの通し番号を付けること（加點評価対象は、5項目目までに記載されている内容とする）。

② 提案項目毎に以下内容を記載し、必要に応じて説明図表を添付すること。

- イ 施工（実施）方法：期待する効果、対象工種、実施期間、頻度、使用機械、製品名、施工手順等
- ロ 確認方法：受注者・監督員による履行確認の方法、確認時期及び頻度等

③ 1つの提案項目には、1つの着目対象（●●についての提案）に絞って記載をすること（1つの提案項目に複数の着目対象に対する提案を記載した場合においても、優位な評価はしない）。

④ 施工計画の資料の項数は、説明図表含めてA4版2頁以内とする（加點対象は2頁目までに記載されている内容とする）。

⑤ 施工計画（技術提案）書の作成に伴う現地確認については、特に期間等を設けないが、周辺道路等からの確認を基本とし、宅地内への立ち入りは認めない。また、工事計画地の周辺住民に配慮し、現場確認を行うこと。

(7) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は返却しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書を提出する場合は、ファイル形式はWord2019形式以下のもの、Excel2019形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

⑥ 契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。電子入札シス

テムにより申請書を提出した場合でも、必要書類の全てを持参するものとする。

- ⑦ 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

12 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、説明を求めることができる。

提出期限	令和7年11月12日（水）午後4時
提出場所	上記10(1)に同じ
提出方法	電子入札システムにより提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、書面を提出場所に持参するものとする。

- (2) 発注者は、説明を求められたとき、令和7年11月19日（水）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（書面により説明要求のときは書面）により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等、合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 発注者は、上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を電子入札システムにより遅滞なく公表する。（書面による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）

13 再苦情申立て

- (1) 上記12(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次に従い、書面により、発注者に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。
- (2) 受付場所等については下記のとおり。

受付場所	〒163-1315 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号（新宿アイランドタワー15階） 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部 総務課 電話 03-5323-0625
受付時間	土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで （ただし、正午から午後1時の間は除く。）

- (3) 発注者は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。
- (4) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。
- (5) 発注者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
- (6) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は上記(2)に同じ。

14 掲示文兼入札説明書に対する質問

- (1) この掲示文兼入札説明書（設計図書、現場説明書等を含む）に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。

提出期間	令和7年10月14日（火）から令和7年11月5日（水）まで
提出場所	上記10(1)に同じ。
提出方法	別冊質問書様式（Microsoft Excel形式）で作成し、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、質問書を持参し、上記10(1)に提出するものとする。

- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより閲覧に供するが、書面により質問書を提出した者の回答及び機構からの補足訂正事項等がある場合もあるので、電子入札にて提出した者も必ず上記10(1)にて閲覧すること。

閲覧期間	令和7年11月12日（水）から令和7年12月1日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）
------	--

15 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書・工事費内訳書の提出方法

- (1) 入札書の提出期限及び入札書の提出方法

提出期限	令和7年12月2日（火）午前10時から正午まで
提出方法	電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記10(2)に持参すること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

- (2) 開札の日時及び場所

日時	令和7年12月3日（水）午前10時
場所	〒163-1315 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 （新宿アイランドタワー15階） 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部経理課

- (3) その他

書面による入札方式による競争入札の執行に当たっては、当機構から競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

16 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

17 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、書面により上記10(2)に持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

また、書面により持参する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページ(<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>)にて公開している「入札書(電子入札用)」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金

額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、書面による持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。

18 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

19 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

20 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- 工事費内訳書は電子入札システムにより提出することとし、入札書に工事費内訳書ファイルを添付し、同時送付すること。なお、書面により持参する場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて持参すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、別冊工事費内訳書記載例を参考にして、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を記載し、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価、金額を明らかにした工事費内訳書（商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者（又は代理人）印を押印するか本件責任者及び担当者を記載すること。）を作成すること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。
- ① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）
 - イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ロ 内訳書とは無関係な書類である場合
 - ハ 他の工事の内訳書である場合
 - ニ 白紙である場合
 - ホ 内訳書に押印又は本件責任者及び担当者の記載が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
 - ヘ 内訳書が特定できない場合
 - ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
 - ② 記載すべき事項が欠けている場合
 - イ 内訳の記載が全くない場合
 - ロ 掲示文兼入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合
 - ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合
 - ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - イ 発注者名に誤りがある場合
 - ロ 発注案件名に誤りがある場合
 - ハ 提出業者名に誤りがある場合
 - ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
 - ⑤ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 必要に応じて、入札書及び工事費内訳書を公正取引委員会に送付する場合がある。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

21 開札

- (1) 開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
入札参加者が書面による入札を行う場合には、当該書面による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち会いは不要。）。
- (2) 書面による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該書面による入札参加者の入札有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意志の有無を直ちに明らかにすること。

22 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記6に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

23 施工体制等の確認のためのヒアリング及び追加資料の提出

入札において、入札価格が1者でも調査基準価格※に満たないものがあつた場合は、予定価格の制限の範囲内で入札したすべての入札参加者に対し、開札後速やかにヒアリングを実施する。ヒアリング及び追加資料の詳細については、別紙1による。

(1) 場所

〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号（新宿アイランドタワー13階）

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

技術監理部 企画第1課 電話 03-5323-0925

(2) 追加資料の提出

入札参加者のうち、調査基準価格※を下回る入札価格で申込みを行った者に対しては、別紙1のとおり、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、速やかに入札者に通知するものとし、追加資料の提出は令和7年12月9日(火)午後4時までに行うものとする。なお、追加資料提出後の再提出は認めない。

(3) その他

ヒアリングの日時については別途通知する。ヒアリングは日本語により行うこととし、出席者は、配置予定技術者を含めた3名のみとし、資料の説明が可能な者とする。

※ 調査基準価格とは、入札書比較価格（予定価格に100/110を乗じて得た額）の7.5/10から9.2/10の範囲内で、予定価格の算定金額における直接工事費に97%、共通仮設費に90%、現場管理費に90%、一般管理費に68%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。

24 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は上記8(1)による。
- (2) 最も高い評価値となった者の入札価格が調査基準価格に満たない場合は、別紙2のとおり低入札価格調査の実施に伴う調査資料（上記23により提出済のものを除く。）の提出を求める。
- (3) 入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書（別紙3）として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

25 契約書の作成要否

「工事請負契約書」により、契約書を作成するものとする。「工事請負契約書」は、当機構ホームページで閲覧のこと（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照）。

26 支払条件

（当初工事）

- (1) 前金払 有（40%以内）ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については20%以内とし、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第7項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第9項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。
 - (2) 部分払 2回
 - (3) 完成払
- （契約予定工事） 上記9（3）の通知による。

27 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

28 独立行政法人が行う契約に係る情報の公開について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人与契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって本件について同意されたものとみなすこととする。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごと、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

29 その他

- (1) 入札参加者は、機構ホームページ（<https://www.ur-net.go.jp/>）の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得（電子入札用の入札心得を含む。）及び契約書案並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 当機構が取得した文書（例：申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (4) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前8時30分から午後8時00分まで稼働している。
システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。
- (5) システム操作マニュアルは、UR都市機構 入札・契約情報 電子入札のホームページに公開している。
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ① システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札システムヘルプデスク ナビダイヤル TEL0570-021-777
電子入札ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>
 - ② ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部経理課 電話03-5323-0718

- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- ① 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ② 競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ③ 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ④ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ⑤ 辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑥ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑦ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ⑧ 入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑨ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑩ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑪ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ⑫ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑬ 決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑭ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑮ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑯ 中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- (8) 落札者（下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。）は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照）を工事請負契約書と併せて、同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。
- (9) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照）を工事請負契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
- (10) 令和3年9月22日より、当機構において、入札及び契約手続における押印等の見直しを実施したことにより、事業者が提出する書類の一部について、押印の省略することができる。その場合、「本件責任者及び担当者」の指名及び連絡先の記載が必要となる。詳細については、「入札及び契約手続における押印等の見直しについて」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約の合理化のための取組み→入札及び契約手続における押印等の見直しについて、を参照）にて確認すること。
- (11) 建設業法第20条の2第2項に基づく通知について
- 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、当機構に対して、別紙4を用いその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

- イ 提出：契約書等の提出と合わせて提出すること。
- ロ 提出場所：10(2)に同じ
- ハ 提出方法：持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

【別冊資料（別途CDにより交付）】

- ① 設計図書
- ② 現場説明書
- ③ 詳細条件審査型一般競争入札参加資格確認等 申請書及び資料作成の手引き
- ④ 専任特例２号に関する届出様式
- ⑤ 揭示文兼入札説明書に対する質問書様式
- ⑥ 工事費内訳書記入例
- ⑦ 施工体制確認・低入札価格調査様式作成要領及び様式集
- ⑧ 枠組み協定型一括入札方式に関する協定書

[参考資料]

- ・入札（見積）心得書：UR都市機構ホームページ参照（<https://www.ur-net.go.jp>）
- ・入札（見積）心得書（電子入札用）： " (")
- ・標準契約書等 : " (")
- ・電子入札運用基準 : " (")
- ・入札及び契約手続における押印等の見直しについて： (")

独立行政法人都市再生機構
設計図書・現場説明書等交付申込書

申込日：令和 年 月 日

工 事 件 名		中野三丁目地区令和7年度基盤整備工事他1件（枠組み協定型一括入札）
設計図面等の種類 ※		※どちらかの□を塗りつぶしてください。 ☐ 設計図書及び現場説明書等をCDによる無償交付で申し込む。 ☐ 設計図書を紙による有償交付、現場説明書等をCDによる無償交付で申し込む。
申 込 者	貴 社 名 ※	
	御住所(送付先) ※	〒 —
	御担当部署名 ※	
	御担当者名 ※	(電話番号 — —)
備 考	特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、こちらに御記入ください。	

※ のある欄は、漏れなくご記入ください。

図面等を平日正午までにお申込みの場合は、3営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。

（FAX受領が午後以降の場合は、翌営業日扱いとなりますのでご注意ください。）

【申 込 先】 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
コピーセンター受託業者 株式会社ブルーホップ

【送 信 先】 FAX：03-5323-0638

（注：この番号は、東日本都市再生本部総務部経理課のFAX番号）

【問合わせ先】 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
総務部 経理課 電話：03-5323-0718

図面等の交付は、工事会社に限らせていただきます。

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 西野 健介 殿

(住 所)

(会社名)

(代表者名)

印

秘密保持に関する確約書

当社は、中野三丁目地区令和7年度基盤整備工事他1件（枠組み協定型一括入札）への参加検討（以下「本件検討」という。）を目的として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことを確約します。

（秘密情報）

第1条 この確約書（以下「確約書」といいます。）における秘密情報とは、本件検討に関し貴機構から開示される文書、口頭、電子媒体、電気通信回線その他開示方法の如何を問わない全ての情報（貴機構から開示される情報を複製又は複製したものを含む。）をいいます。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、確約書における秘密情報に該当しないものとします。

- 一 貴機構から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に当社が保有していた情報
- 二 貴機構から開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報
- 三 当社が秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
- 四 貴機構からの開示によらず、当社が独自に開発した情報

3 当社は、確約書の存在及びその内容並びに貴機構から秘密情報の開示を受けて本件検討を行っている事実についても、秘密情報に準じて取り扱うこととし、確約書に記載の各条項に従います。

（目的外利用の禁止）

第2条 当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に一切利用しません。

（秘密保持義務）

第3条 当社は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。

2 当社は、貴機構の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示又は漏出せず、その秘密を保持します。この場合において、貴機構の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示するときは、当社は被開示者となる第三者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

3 前項の規定により、当社が秘密情報を第三者に開示するときは、当社は、第三者が秘密保持義務に違反しないように必要かつ適切な監督をします。

4 第2項の規定にかかわらず、当社は、自社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対して、本件検討に必要な最小限度の範囲内で秘密情報を開示できるものとします。この場合において、当社はこれらの者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

5 第2項の規定にかかわらず、当社は、裁判所その他の公的機関から法令に基づき開示を命じられた場合又は照会を受け、当該命令又は照会に応じる場合は、開示する秘密情報の内容及び範囲を貴機構に事前に通知の上、最低限の範囲で実施します。

6 当社は、秘密情報の管理状況について、貴機構から確認又は調査を求められたときには、これに協力します。

（秘密情報の返還等）

第4条 当社は、第6条に定める確約書の有効期間の終期が到来した場合、又は貴機構から秘密情報及びその複製物を返還若しくは破棄するよう求められた場合は、秘密情報について、貴機構の指示に従い、直ちに貴機構に返還し、又は当社自らの責任において破棄します。この場合において、当社自ら破棄したときは、速やかにその旨を書面にて貴機構に通知します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は会計上の証拠書類としての保管等、内部管理目的のために秘密情報を返還又は破棄できない場合は、貴機構の書面による承諾を得た上で、確約書の定める各条項に従い、引き続き秘密情報を保持することができるものとします。

(事故時の対応)

第5条 当社は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故（以下「本件事故」といいます。）が発生した場合又は発生のおそれがあると認識した場合は、適切な措置を執るとともに直ちにその旨を貴機構に連絡し、貴機構の指示に従います。

2 本件事故が発生し、これによって貴機構に損害（第三者から請求された損害、当社が予見すべき特別事情による損害及び弁護士費用を含む。以下同じ。）が生じたときは、当社は、これを負担します。

(確約書の有効期間)

第6条 確約書の有効期間は、確約書の差入日から令和7年12月3日までとします。

ただし、第4条を除く規定については、確約書の有効期間終了後も5年間有効に存続するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づき貴機構の承諾を得た上で、秘密情報を保持する場合は、当該情報を返還又は破棄するまでの間を確約書の有効期間とします。

(損害賠償)

第7条 当社は、確約書に定める各条項に違反し、貴機構に対して損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

(反社会的勢力の排除)

第8条 当社は貴機構に対し、その役職員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）でないことを確約します。

2 当社は貴機構に対し、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを確約します。

一 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

二 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

三 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与をしていると認められる関係を有すること。

四 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

3 当社は貴機構に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

一 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

二 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

4 当社が反社会的勢力若しくは第2項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、直ちに本件検討を中止し、第4条の規定に従い秘密情報を返還又は破棄します。

5 前項の場合、当社は秘密情報を本件検討を含むあらゆる目的で利用しません。

6 前5項の規定の適用により当社に損害又は損失が生じたとしても、貴機構は何らの責任を負わないものとし、前5項の規定の適用によって貴機構に損害又は損失が生じた場合には、当社はこれを賠償する責を負うものとします。

(権利譲渡の禁止)

第9条 当社は、確約書上の地位並びに確約書に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を貴機構の事前の書面による同意なしに第三者に譲渡しません。

(管轄裁判所)

第10条 当社は、確約書に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上

(ご担当者様のご連絡先)

御部署

御氏名

tel) — — fax) — —

※ 本書面の押印については、実印もしくは当機構に届出をしている使用印を用いることとし、印鑑証明書(提出日の3か月以内発行)もしくは届出書類の写しを添付すること。

(用紙A4)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 西野 健介 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印 ※1

令和7年9月18日(木) 付けで掲示のありました「中野三丁目地区令和7年度基盤整備工事他1件(枠組み協定型一括入札)」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構通達第95条)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 企業の実績等について記載した書面(様式2、様式3、様式4)
- 2 配置予定の技術者について記載した書面(様式5、様式6)(専任特例2号を配置する場合は届出書を含む。)
- 3 簡易な施工計画について記載した書面(様式7)
- 4 上記に付随する各種根拠資料の写し
- 5 建設業法許可申請書の写し
- 6 保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書
(掲示文兼入札説明書11(4)に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面)

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担 当 者(会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先(電話番号) 1 :
連絡先(電話番号) 2 :

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

※以下の欄も必ず記載してください。

本競争に必要な「(工種等・等級)」の登録状況(申請日時点): 以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

☐申請中⇒☐新規又は更新 ☐工種等又は地区追加 (該当する場合、登録番号を記載)

☐済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

注) 書面による入札の場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(460円)の切手を貼った長形3号封筒を申請書と併せて提出して下さい(電子入札の場合は必要ありません。)

1. 企業の実績等 ①同種工事の施工実績

(工事名称)「中野三丁目地区令和7年度基盤整備工事他1件(枠組み協定型一括入札)」

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

項 目	施工実績 事例	備 考
工 事 名 称		
発注者名		
施 工 場 所		
契 約 金 額	総額 千円 (出資比率分 千円)	
工 期	平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日	
受 注 形 態 (いずれかに○)	1 : 単独 2 : 共同企業体 (出資比率 %)	
工 事 概 要		
その他(特記事項)		
CORINS 登録の有無 (いずれかに○)	1 : 有 (登録番号) 2 : 無	

注1) 施工実績は、揭示文兼入札説明書6 (9) に該当する工事について記載する。

※最大5件記入できる。必要に応じて様式をコピーすること。

1. 企業の実績等 ②工事成績評定及び表彰

(工事名称)「中野三丁目地区令和7年度基盤整備工事他1件(枠組み協定型一括入札)」

住 所

商号又は名称

代表者氏名

評価項目	内容		
過去3年間の機構「土木」工事、国交省各地方整備局等「土木」工事における優良工事表彰の有無	表彰工事名称		
	工期		
過去3年間の機構「土木」工事における工事成績評定の平均点 (実績件数が6件以上ある場合は、直近5件(通知日による)の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近5件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。)	①. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	②. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	③. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	④. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	⑤. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	平均点 (①+②+・・・+⑤) / N =		点

※表彰、工事成績は、令和4年4月1日から本工事の掲示日までの通知日(表彰日)のものとする。

※工期末が令和6年9月30日以前の工事成績評定点は、通知された点数に5点を加えた点数をもとに平均点を算出すること。

2. 社会・地域貢献等（工事名称）「中野三丁目地区令和7年度基盤整備工事他1件（枠組み協定型一括入札）」

住 所

商号又は名称

代表者氏名

評価項目	内容	備考
①ISO認証取得状況及び企業の地球環境配慮への取り組み		
②ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定、くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定、ユースエール認定のいずれかの認定）の有無		
③過去2年間の当機構における「街づくり貢献業者表彰」の有無※1		
④当機構との災害応急復旧工事等に関する協定の有無※2		

※1 機構の街づくり等の事業貢献者への表彰は、令和5年4月1日から本工事の掲示日までの通知日（表彰日）とする（2件まで記入可）。

※2 当機構（各本部・支社）との「独立行政法人都市再生機構所管用地の災害応急復旧業務に関する協定」の締結（現在も有効であるものに限る。）の有無について記載する。

様式 4 別添

(工事名称)「中野三丁目地区令和 7 年度基盤整備工事他 1 件 (枠組み協定型一括入札)」

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

※ 1～3 の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類 (認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届 (都道府県労働局の受領印付) の写し) を添付すること。

※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第 2 条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類 (内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し) を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし 3 段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目 3 : 労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし 2 段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目 3 : 労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし 1 段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目 3 : 労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画 (計画期間が満了していないものに限る。) を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 100 人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(令和 7 年 4 月 1 日以降の基準) を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準) を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」(令和 7 年 4 月 1 日以降の基準) を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準) を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」(令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準) を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(平成 29 年 3 月 31 日までの基準) を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和 7 年 4 月 1 日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○ 「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3. 配置予定技術者の実績等 ①同種工事の施工実績

(工事名称)「中野三丁目地区令和7年度基盤整備工事他1件(枠組み協定型一括入札)」

住 所

商号又は名称

代表者氏名

項 目	施工実績 事例	備 考
氏名		
現状における 従事状況		
法令による免許	1級土木施工管理技士 取得年月日：昭和・平成・令和 年 月 日 登録番号： 監理技術者資格者証 交付年月日：平成・令和 年 月 日 登録番号： 監理技術者講習修了証 修了年月日：平成・令和 年 月 日 修了証番号：	
工事名		
発注者名		
施工場所		
契約金額	総額 千円 (出資比率分 千円)	
工期	平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日	
受注形態 (いずれかに○)	1：単独 2：共同企業体(出資比率 %)	
従事役職 (いずれかに○)	1：現場代理人 2：主任技術者(監理技術者) 3：その他	
工事概要		
その他(特記事項)		
CORINS登録の有無 (いずれかに○)	1：有(登録番号) 2：無	

※工事概要は、揭示文兼入札説明書6(10)②に該当する工事について記載する。

※最大3件記入できる。必要に応じて様式をコピーすること。

※専任特例2号を配置する場合、届出様式(審査用)届出書様式-2を合わせて提出すること。

3. 配置予定者の実績等 ②工事成績評定及び表彰等

(工事名称)「中野三丁目地区令和7年度基盤整備工事他1件(枠組み協定型一括入札)」

住 所

商号又は名称

代表者氏名

評価項目	事 例		備考
過去3年間に従事した機構「土木」工事、 国交省各地方整備局等の「土木」工事における 優良工事表彰の有無	表彰工事名称		
	工期		
	施工時の役割		
過去3年間に従事した機構「土木」工事における 工事成績評定の平均点 (実績件数が6件以上ある場合は、直近5件 (通知日による)の平均点とし、小数点以下を切り捨て 整数止めとする。直近5件目の工事が複数ある場合、それらを含めた 平均点とする。)	①. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	②. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	③. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	④. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	⑤. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	平均点 (①+②+・・・+⑤) / N = 点		
継続教育 (CPD) の取り組み状況 (取得単位数)	団体推奨単位数以上を取得	/	%
	団体推奨単位数の70%以上を取得	/	%
	団体推奨単位数の70%未満を取得	/	%

※表彰、工事成績は、令和4年4月1日から本工事の掲示日までの通知日(表彰日)のものとする。

※工期末が令和6年9月30日以前の工事成績評定点は、通知された点数に5点を加えた点数をもとに平均点を算出すること。

※継続教育は令和6年度の継続教育における取得単位数をいう。

4. 「施工計画」に関する提案書

(工事名称)「中野三丁目地区令和 7 年度基盤整備工事他 1 件（枠組み協定型一括入札）」

住 所

商号又は名称

代表者氏名

項目

○記入上の注意事項

- ・ 文字サイズは 10 ポイント以上とし、1 項目につき説明図を含めて A 4 版 2 枚以内とすること。
- ・ 参考資料、写真等を添付しても構わないが、最小限（A 4 版 1 枚以内）に留めること。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 西野 健介 殿

住 所
商 号
代表者

印※ 1

適用除外誓約書

別紙の理由により、中野三丁目地区令和 7 年度基盤整備工事他 1 件（枠組み協定型一括入札）の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

(健康保険・厚生年金保険)

☐ 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。☐ 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。☐ その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

☐ 役員のための法人であるため。☐ 使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。☐ その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

※ 1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：_____

※ 2 連絡先（電話番号） 1 : _____

連絡先（電話番号） 2 : _____

※ 1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※ 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

施工体制等の確認のためのヒアリングについて

1. 入札価格が調査基準価格以上である場合のヒアリング内容

入札参加者のうち、その入札価格が調査基準価格以上である者に対しては、次の項目についてヒアリングを行う。

(1) 品質確保の実効性

- ・建設副産物の受け入れ、過積載防止等について、関係法令を遵守し適切に施工を行うための費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・安全衛生教育や危険箇所の点検等、安全確保に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・品質管理、出来型管理等に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。

(2) 施工体制確保の確実性

- ・施工体制確保にあたって必要となる下請け費用を、見積り額に計上しているかどうか。
- ・施工計画の実施にあたって必要となる資機材の調達、労務者の確保に係る費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・配置予定技術者が必要な資格を有しているかどうか。

2. 入札価格が調査基準価格に満たない場合のヒアリング内容

入札参加者のうち入札価格が調査基準価格未滿及び、特別重点調査基準価格（予定価格の算定金額における直接工事費の90%、共通仮設費の80%、現場管理費の80%、一般管理費の30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）未滿の者に対しては、追加資料として下記資料の提出を求めるものとし、合わせてヒアリングを行う。なお、資料の提出期限は特別な事情がない限り開札結果通知後5営業日以内とする。

(1) 入札価格が調査基準価格未滿で、特別調査基準価格以上の者の提出資料

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式2-1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式2-2）
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）
- ・資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ・機械リース元一覧（様式9-2）
- ・労務者の確保計画（様式10-1）
- ・施工体制台帳（様式15）

(2) 入札価格が特別調査基準価格未滿の者の提出資料

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式2-1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式2-2）
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）
- ・下請予定業者等一覧表（様式4）
- ・配置予定技術者名簿（様式5）
- ・資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ・機械リース元一覧（様式9-2）
- ・労務者の確保計画（様式10-1）
- ・工種別労務者配置計画（様式10-2）
- ・建設副産物の搬出地（様式11）
- ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）

- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 1 3－1）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式 1 3－2）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 1 3－3）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式 1 4－1）
- ・安全衛生管理体制（点検計画）（様式 1 4－2）
- ・施工体制台帳（様式 1 5）

3. 審査方法の概要

施工体制等に関する審査は、下記の項目について行うものとし、開札後において、工事費内訳書、施工体制等の確認のヒアリング及び追加資料等により審査する。

（1）品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが掲示文兼入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制等評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制等評価点を加点する。

特に、入札価格が特別調査基準価格未満となった者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制等評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか

（2）施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが掲示文兼入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制等評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制等評価点を加点する。

特に、入札価格が低入札価格調査となった者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制等評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘察し、施工体制が確実に構築されると認められるか

- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか
- ③ 追加配置される専任技術者を含め、配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか

以 上

低入札価格調査について

- 1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第 2 項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格(予定価格に100/110を乗じて得た額をいう。以下同じ。)に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては9.2/10を乗じて得た額とし、入札書比較価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては7.5/10を乗じて得た額

- イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ニ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

- 2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- イ その価格により入札した理由
- ロ 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- ハ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- ニ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ホ 手持ち資材の状況
- ヘ 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- ト 手持ち機械数の状況
- チ 労務者の具体的供給見通し
- リ 過去に施工した機構発注工事名（他支社等の発注分を含む。）
- ヌ 経営内容
- ル イからヌまでの事情聴取した結果についての調査検討
- ヲ リの機構発注工事の成績状況
- ワ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- カ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- ヨ その他必要な事項

- 4 低入札価格調査の対象者のうち、入札価格が調査基準価格未満の者は、調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して5営業日以内に次に定める様式による資料及びその添付書類を提出すること。

- イ 当該価格で入札した理由（様式1）
- ロ 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式3）
- ハ 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- ニ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- ホ 手持ち資材の状況（様式8-1）

- ヘ 資材購入予定先一覧（様式 8－2）
- ト 手持ち機械の状況（様式 9－1）
- チ 機械リース元一覧（様式 9－2）
- リ 労務者の確保計画（様式 10－1）
- ヌ 工種別労務者配置計画（様式 10－2）
- ル 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 1 6）
- ヲ 経営内容（過去 3 年間の貸借対照表及び損益計算書）
- ワ 確約書（様式 1 7）

- 5 必要に応じ、4 以外の説明資料の提出を求めることがある。
- 6 当該調査の結果は、公表することがある。

確認書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と受注者〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、下記 1 の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第 1 確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記 2 の「低入札価格調査による確認事項」（別紙のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者、受注者で確認する。なお、契約予定工事も対象とする。

第 2 確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第 3 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

- 1 契約対象工事名 ：
- 2 低入札価格調査による確認事項 （別紙）

令和〇〇年〇〇月◇▲日

発注者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
 本部長 西野 健介 印

受注者 社名
 代表取締役 〇〇 〇〇 印

別紙

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1 ○○○に関すること。

① △▽▲▼

② ◇◆◇◆

③

2 ◎◎◎に関すること。

① △▽▲▼

② ◇◆◇◆

③

3 ※※※に関すること。

記載要領

- 1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、別紙については任意の様式としても構わない。
- 2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
- 3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以上

(別記様式)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

本部長 西野 健介 殿

所在地

名称

代表者名

(押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認める
工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 1 第 2 項第 1 号)

発生するおそれのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰する
ことができないものを記載☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 1 第 2 項第 2 号)

発生するおそれのある事象※：(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰する
ことができないものを記載

以 上

その他連絡事項（空欄可）（自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等）

(注)

1. 本通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第 20 条の 2 第 3 項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定等に基づき、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができる。